

## 研究データの保存等に関するガイドライン

このガイドラインは、公益財団法人 沖中記念成人病研究所（以下「この法人」という）における研究活動の不正行為の防止に関する規程（以下「規程」という）第15条3項に基づき、研究者等が研究活動に伴い作成、取得した研究データの保存方法および保存期間について基準を定めるものである。

### （基本的な考え方）

- 第1条 競争的資金等の公的な資金および民間からの寄付金によって実施された研究により生み出された成果やデータ等は、公的資産としての性格を有する側面もあり、それらを適切に管理、保存し、必要に応じ開示することは研究者等に課せられた責務である。
- 2 この法人の研究者等が論文等の形で発表した成果に対し、後日、研究不正の疑義を申立てられた場合には、研究者等が自らその疑いを晴らすことができるよう、研究に係る資料等を適切に保存することは、資金配分機関、社会およびこの法人に対する研究者等の責任でもある。

### （定義）

- 第2条 このガイドラインにおける研究データとは、研究活動の成果として発表された論文等を作成するにあたって使用した次に掲げるものをいう。
- 1：文書、数値データ、画像等の資料
  - 2：実験試料、標本等の試料
  - 3：装置
- 2 このガイドラインにおける一次情報記録とは、研究データの基礎となった資料等をいう。
- 3 このガイドラインにおいて統括管理責任者とは、規程第3条2号に定める者をいう。
- 4 このガイドラインにおいて部局責任者とは、規程第3条3号に定める者をいう。
- 5 このガイドラインにおいてコンプライアンス推進責任者とは、規程第3条4号に定める者をいう。
- 6 このガイドラインにおいてリサーチ・メンターとは、規程第3条5号に定める者をいう。

### （研究データの保存方法及びデータの開示）

- 第3条 研究者等は論文や報告等、研究成果発表の基となった資料は、後日の利用・検証に堪えるよう適切な形で保存しなければならない。

- 2 コンプライアンス推進責任者およびリサーチ・メンターは、研究者等に対し、研究データの保存について指導教育を行うとともに、保存のための環境整備に努めなければならない。
- 3 部局責任者は、部局における研究データの管理状況を定期的に点検するものとする。
- 4 研究が終了した研究データは、閲覧の要請があった場合原則公開することとする。

(研究データの保存期間)

第4条 研究データは、当該論文等の成果発表後、次の各号を基準とし保存しなければならない。

- 1 : 文書、数値データ、画像等の資料は原則として10年間とする。ただし保管スペースなど止むを得ない事情がある場合は、部局責任者の了解を得て合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
- 2 : 実験試料、標本等の試料および装置は原則として5年間とする。ただし保存・保管が本質的に困難なものや、保存コストが多大となるものは部局責任者の了解を得て廃棄することも可能とする。
- 2 法令等で別に保存期間が定められている場合は、その定めに従うものとする。
- 3 共同研究により得られた研究データまたは外部から受領した研究データに別途定めがある場合は、その定めに従うものとする。

(一次情報記録)

第5条 研究者は、実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残さなければならない。

- 2 実験ノートには、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。
- 3 保存方法、保存期間は、研究データに準じるものとする。

(異動または退職時の取扱い)

第6条 研究者等が異動または退職により転出する場合は、管理責任者を定め、この法人において保管する。

- 2 研究データを外部へ持ち出す場合は、部局責任者へ報告し、統括管理責任者の了解を得るものとする。

附 則 このガイドラインは、平成28年1月1日より施行する。

平成27年12月 1日 制 定  
平成29年 2月 1日 改 訂